

足立区教育委員会会議録

会議名	平成25年第11回足立区教育委員会定例会					
開会月日	平成25年11月14日(木)	場所	教育委員会室			
会議時間	(開会) 午前・午後 3時00分		～	(閉会) 午前・午後 3時55分		
休憩時間	①(休憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
	②(休憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
委員 の 出席	委員長	小川 正人	出席	委員	花岡 惠三	出席
	委員	桑原 勉	出席	委員	小川 清美	出席
	教育長	青木 光夫	出席	出席委員5名、欠席委員0名		
出席 説明 員	鈴木 一夫	教育次長	出席	三橋 雄彦	子ども家庭部長	出席
	石居 聡	学校教育部長	出席	永井 章子	子ども家庭課長	出席
	荒井 広幸	教育政策課長	出席	鳥山 高章	保育計画課長	出席
	絵野沢秀雄	学校適正配置担当課長	出席	荻原 貞二	保育課長	出席
	高橋 秀幸	学校支援課長	出席	大谷 博信	青少年課長	出席
	下河邊純子	放課後子ども教室担当課長	出席	境 博義	こども支援センターげんき所長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	浅見 信昭	学力定着推進担当課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	欠席	市川 保夫	幼児プロジェクト推進担当課長	出席
	山中 寛	学校改築担当課長	出席	日比谷松夫	生涯学習振興公社事務局長	出席
	望月 義実	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	井元 浩平	地域のちから推進部長	出席
宮澤 一則	教育指導室長	出席	松野 美幸	地域調整課長	出席	
山崎 宏	教職員課長	出席				
書記	山崎 弘孝	庶務係長	楠山 慶之	庶務係主査	矢神 功義	教育政策担当係長
	依田 慶子	教育政策担当係長	秋元 康裕	教育政策担当係長	鎌滝	子ども家庭係長
傍聴者	3名					
会議 に 付 し た 議 題	別紙、会議次第の通り。					

平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日

足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

委員長 時間になりましたので、本年第 1 1 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席人数は定足数ですので、会議は成立しています。

委員長 初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名に花岡委員、小川清美委員をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

委員長 それでは、これより審議に入ります。

日程第 1、第 6 0 号議案を議題といたします。

庶務係長お願いいたします。

庶務係長 日程第 1、第 6 0 号議案、足立区子ども未来創造館条例施行規則の一部を改正する規則。以上。

委員長 第 6 0 号議案については、三橋子ども家庭部長からご説明をお願いいたします。

子ども家庭部長お願いいたします。

子ども家庭部 資料の 1 ページ以降が 6 0 号議案でございますが、3 ページの 6 0 号議案説明書に基づきまして説明させていただきます。

件名につきましては、足立区子ども未来創造館条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

内容及び理由について、一括して説明させていただきます。

2 の (1) でございますが、第 6 条第 2 項、こちらは入場料使用料の減額免除を定めるものでございますが、この規定に基づきましてマルチ体験ドームの入場料につきましては、7 0 歳以上の方

や、障がい者手帳保持者の方に免除しているところでございますが、手続的には今まで免除申請書の提出をお願いしていたところでございますが、その投影時間の間際に来た方等の対応で支障がございましたので、今後手続の簡略化で免除申請書の省略をするといった利便性を高めるものでございます。

これにかわり、身分証の確認のみで入場を可能とするものでございます。

具体的な規定の改正でございますが、この 6 条 2 項につきましては、入場料、使用料合わせた形の規定だということですので、「ただし教育委員会がその必要がないと認めた場合この限りでない」という規定を加え、マルチ体験ドームの入場料だけを指定していくという内容でございます。

(2) の、別表第 1 (第 3 条関係) でございますが、これにつきましては施設の使用申請の期間を定めるものでございます。多目的室から以降の施設につきましては、前日までに申請書を提出しなければなりませんでした。利便性向上及び利用率の向上を図るため、当日の申請でも利用を可能にすることで、前日までから当日ということに使用期間を定めるものでございます。

(3) 別表第 2 につきましては、入場料、使用料の減額免除のできる場合を定めるものでございますが、子ども未来館へ来館するきっかけをつくって集客力を高めるため、マルチ体験ドームの割引券を発行するというので、具体的にはペア割引、夫婦割引等のために、2 割減額の規定を新たに設けるものでございます。

3 の、施行期日につきましては、平成 2 6 年 1 月 1 日からの施行ということでございまして、この規則改正によりまして、今後の方針でございますが、施設ホームページ等を活用し周知していくものでございます。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

では、今説明がありましたので、これより本案の審議に入っていきたいと思います。

この第60号議案についてご質問、ご意見ありましたら委員のほうからご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

小川委員。

小川委員 意見ではございませんが、いいと思います。

委員長 なければ、私のほうから確認です。

改正内容の1の免除申請書を作成して提出するというのは、利用者からして非常にわずらわしい面もあるので、この辺は、身分証の確認のみでいいというのはすごくいいと思います。あと2、3については、これは例えば当日の申請でも利用可能とするというふうなことは、何かそういう使用に関わって、利用者から、前日までその申請書を提出していないことによる不便さや不都合さなどの要望のようなものが実際あったのかどうか、教えてほしいなと思います。あと(3)の2割減額と免除規定ですか、例えば先ほど夫婦割がありました、ほかに考えられる枠というのは、どういうふうなことを考えているのでしょうか。

その2点を教えていただければと思います。

青少年課長。

青少年課長 まず、当日の貸し出しのことでございますが、つい先日も、条例改正をさせていただいて、今、高校生料金というのをつくったところでございますが、実際、高校生のほうから放課後、少し時間があいたときに使いたいという要望がございました。より使いやすくするために当日受付を可能にしたいと考えてございます。

また、まだ具体的ではないのですが、夫婦割、ペア割引、シニア割引など、集客を図っていくためにいろいろなことをこれからもやっていきたい

と考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ほかに、皆さんのほうでいかがでございますでしょうか。委員のほうからご意見、よろしいですか。

(なし)

ないようですので、意見なしと認め、これより第60号議案、足立区子ども未来創造館条例施行規則の一部を改正する規則を採択いたしたいと思っております。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員挙手ですので、よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ありがとうございます。

委員長 次に、日程第2、第61号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第2、第61号議案、足立区文化財保護審議会への諮問事項について。

以上。

委員長 それでは、この第61号議案については、井元地域のちから推進部長から説明をお願いします。

地域のちから推進部長 お願いいたします。

地域のちから推進部長 7ページ、8ページのうち、8ページの説明資料のほうでご説明をしたいと思います。

件名につきましては、足立区文化財保護審議会への諮問事項ということで、諮問理由といたしまして、足立区の文化財登録及び文化財登録解除に

ついでに答申を得るため、文化財保護審議会を開催し、審議をするということで、開催期日につきましては、表記のとおりでございます。

まず、登録案件でございますが、善久寺に所蔵している、石膏像聖徳太子坐像、東善寺で所有しております、木造阿弥陀三尊立像、一括、それから、東善寺で所有しております、木造阿弥陀如来座像、一駆、法受寺で所有しております、木造阿弥陀三尊立像、一括、それから吉祥院で所有しております、庚申塔でございます。以上5点でございます。

それから、登録解除を予定しておるのが2点ございまして、1点目が、これは個人所有でございますが、鏝絵の遊女の図と、それから古文書でございますが、清水家文書（武州足立郡下沼田村耕地村絵図（控））でございます。今回、25年度の諮問につきましては、以上を予定しておりますのでございます。

私からは以上です。

委員長 ありがとうございます。

では、説明がありましたので、これより本案の審議に入っていきたいと思っております。

第61号議案について、ご質問、ご意見がありましたら委員のほうからご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。花岡委員何かございますか。

花岡委員 登録解除の理由を教えてくださいなと思います。

地域文化課長 登録解除2点ございますが、1点目の鏝絵につきましては、所有者の方が個人でございますまして、見せてほしいですとか、興味があるので話を聞きたいというような、問い合わせが寄せられるということがありまして、個人の方が、大変負担に感じていらっしゃるという状況がございまして、今回申し出により、解除するものでございます。

それからもう1点、古文書のほうでございますが、引っ越し等行ったときに、所在の不明になりまして、そのまま数年かけて本当に所在が不明なのかということをご調査いただくようお願いしてまいったところでございますが、どうしても実物がないということが確認できましたので、今回登録を解除させていただくというものでございます。

委員長 よろしいですか。ほかに、いかがですか。よろしいですね。

（なし）

ないようですので、意見なしということで、これより第61号議案、足立区文化財保護審議会への諮問事項についてを採択いたします。

本案は議案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。これも全員挙手でございます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ありがとうございます。

委員長 それでは、日程第3、受理番号1の陳情について議題といたします。

庶務係長 お願いいたします。

庶務係長 日程第3、受理番号1、教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める陳情。

以上。

委員長 この受理番号1の陳情については、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長 お願いいたします。

学校教育部長 お手元資料、請願文書表、1枚別冊になったものが請願の内容でございます。

資料のほうの9ページでご説明を申し上げたいと思います。

件名、先ほど申し上げたとおりでございます。

所管部課は記載のとおり、陳情要旨につきましては、地域の住民の意見を反映した、公正かつ適正な教科書採択が行われるよう求め、合わせて、採択基準を公表することを求めるということでございます。

陳情者の住所等は、別紙請願文書表のとおりでございます。

内容及び経過でございますが、1番といたしまして、教科書採択の根拠でございますが、これは法に基づきまして教科書採択の権限は義務教育小学校の設置者である教育委員会にあるということがまず一つ、それから、採択区域というものが設定するようになってございますが、各都道府県教育委員会が設定する採択区域、これにつきましては、足立区自体が、今、1つの採択区域ということになってございます。

3番目でございますが、採択に当たっては、各都道府県は教科書調査研究資料というものを各採択区域に送るようになってございますが、東京都も採択に当たっては、その調査研究資料を作成して、足立区教育委員会に提供していただくようになってございます。それに基づいて、調査研究等を進めてまいります。

2番でございますが、足立区における採択の方法といたしましては、(1)の3行目の中段あたりでございますが、区立学校児童生徒にとって、適切な教科書を採択するという、採択の基本方針等を定めるため、使用教科用図書採択要綱をまずは決定いたします。

(2)でございますが、各学校では教科用図書研究会を設置し、それに基づきまして研究報告を教科用図書選定委員会に提出するようになります。

また、副校長、主幹教諭で構成します、調査委

員会におきましても、調査報告書を作成して、教科用図書選定委員会に提出してまいります。

さらに、学校、保護者で構成いたします教科用図書選定委員会が、それぞれの調査報告書をもとに研究報告を受けて、答申書を作成いたします。

また、教科書の展示会場を、これは展示会場を設けるということになってございますが、足立区内では、2カ所展示会場を設けまして、意見用紙を設置し、集約された意見を、教育委員会に提出するようになってございます。

こうした意見、あるいは調査研究報告答申書を受けまして、教育委員会の定例会において各委員が、情報等収集、検討していただき、最終的に教科書の採択を行うというのが、教科書採択の流れでございます。

なお、採択に関わります議事録については、採択後に開示するようになってございます。

教科書採択に当たっての根拠、あるいは採択の方法等については以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

今、ご説明がありましたので、これより本案の審議に入っていきたいと思います。

この受理番号1について、ご質問、ご意見がございましたら、委員のほうからご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

花岡委員。

花岡委員 陳情にあります、採択基準というのは、本区には作成されているのかどうか、お聞きしたいのですが。

委員長 指導室長。

教育指導室長 明文化された採択基準というものはございません。なお、採択要綱に、採択の基本方針を示し、選定委員会が調査基準、こちらを作成しまして、この調査基準に基づいた調査研究を参考に、採択を行ったというところでございます。

委員長 花岡委員、いかがですか。

花岡委員 では今の話ですが、調査基準というのはどのようなものだったのか教えていただければと思います。

委員長 指導室長お願いいたします。

教育指導室長 具体的な調査基準でございますが、例えば学習指導要領を基準とする適切な教材であるか、また、生徒の発達段階に応じた、基礎的、基本的な内容が身につく配慮がなされているか、さらには、教材や資料が今日的な課題に配慮し、生徒にとって理解しやすいものであるかなどです。全部で18項目からなっております、調査の観点を示したものでございます。

委員長 花岡委員、よろしいですか。

花岡委員 はい。

委員長 ほかに、いかがでしょうか。

桑原委員。

桑原委員 今のお話で、採択要綱に、採択の基本方針ということを示すということがあったんですが、具体的に採択の基本方針というのはどのようなものか教えていただきたいと思います。

委員長 教育指導室長。質問が集中していますがよろしいですか。

教育指導室長 はい。中学校の採択要綱でございますが、第2条に採択の基本方針が示されております。教育委員会は、学習指導要領に示された各教科及び分野の目標等を、最もよく踏まえている教科用図書を選定するなどの観点から行う、調査研究成果を踏まえ、区立中学校の生徒にとって適切な教科書を採択すると、このように定められております。

委員長 質問者、よろしいですか。

桑原委員 第2条に定められているということなのですが、少し長いような気もするので、具体的にその採択の基本方針ということ、採択基準というふうに変えて、適切な教科書を学習意欲が喚

起される、また、基礎基本の定着と、発展的学習に寄与できる、それと、足立区の児童生徒にとって学びやすいといったような具体化したものに、要綱を明文化したらいかがでしょうか。

委員長 指導室長お願いいたします。

教育指導室長 前回の採択におきましても、今、委員がお話になられたようなことを念頭におきまして、教科用図書の採択進めていただいたと思います。ただ、この明文化につきましては、次回の採択時に要綱をつくるということになっておりますので、その際に検討させていただきたいと思っております。

委員長 はい、ありがとうございました。

今までの話を聞いていますと、陳情書の中では、公正かつ適切な教科書採択が行われるよう、その採択基準を公表するようというふうな要請なのですが、足立区の場合は、それからすると小学校については、来年度4月から具体的に作業始まりますし、中学校については、再来年度というようなことになりますよね。

先ほどの説明からすると、例えば来年度小学校の教科書採択する際には、その小学校採択に向けての、採択要綱を教育委員会で議論して、どういう採択の基本方針でやるというようなことで、先ほどお話あったような手続で作業進めるといことですね。

ですから、従来は、確かに陳情書の要望で、採択基準というふうには呼ばれるものはないのですが、ただ、実質的にはそれに近い、点検するための教科書調査基準というものがあって、さらにはそういう採択の基本方針の中には、どういう基準で採択するかという、そういう視点を明確に掲げているという話ですので、これは来年度、作業が始まる段階で、そうした作業は実際に教育委員会又は指導室が中心に進めていくと思います。

指導室と教育委員会といろいろ意見交換しながら

ら、作業をスタートする場合に、そうしたものを確認しながらやっていくという作業手順であるということは理解していいわけですね。

先ほど桑原委員からのご意見、つまり採択基準という中身を例えば、適切な教科書というものでなくて、例えば学習意欲が喚起されるようなものとか、基礎基本の定着とか、発展的な学習に寄与できるようなものとかいうように、もう少し具体的にそういう従来の基準というものをより具体的に明文化する作業も、そういう作業の際には留意してほしいというご意見だったと思います。それに対しては指導室では、そういう作業も可能だというお答えだったと思いますので、その点を確認いたします。

では、指導室長どうぞ。

教育指導室長 はい、そのとおりでございます。
学校教育部長 若干、補足でございますが、今委員長お話になったようなそういった基本方針ではなくて、基準ということで、どんな文言が適切なのか、どんなふうにその要綱の中につくり込んでいけばいいのかという、そういったようなことも含めて次回の要綱作成までに検討していくという必要があると考えております。

委員長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょう、委員のほうで。

小川清美委員。

小川委員 これからつくっていくということですが、その調査基準、項目と言ったらいいのでしょうか。それを、終わったら公表するということなので、その確認をさせてください。

委員長 指導室長。

教育指導室長 こちらも、採択要綱の第9条というところに定められておまして、委員の名簿、報告書、そして、その選定委員会の会議録、こちらは採択終了後に足立区情報公開条例に基づき原則として公開するというところでございますので、

調査基準につきましても、採択終了後に開始という流れになっております。

委員長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

小川委員 すごく難しいところではあるのですが、この陳情している方が、この陳情書を見ますと、2番ですね、下のほうにあります。各社、重要な、特に重要な項目については、各社教科書の比較段階評価を行うようにしてほしいという陳情があるわけですが、比較段階評価ってするためには、例えば数値化するとか、何かそうA、B、Cなのか、Aがいいのかなどは別として、今はしてないと思いますが、そういう段階の評価を明らかにできないのでしょうか。それは例えばどうしたら良いかということをお教えください。

委員長 質問の趣旨は、おわかりですね。おそらく、陳情書の具体的な要望として、採択の際の採択基準のより具体的な中身として、各社の教科書を数値的に比較可能なような、比較段階評価を行うようにすることで、おそらく今小川清美委員がおっしゃったような数値化ということとは、本当に可能かどうか、危惧もあるかと思うんですね。数値化とするとかなり機械的な数字の多い、少ないということだけで、総合的に絵などバランスを含めて見るとか、そういうふうな点に不安もあるという趣旨も含めてのご質問かと思うのですが。そういう辺についてはいかがでしょうか。

学校教育部長。

学校教育部長 まさに、今、委員長お話しいただきましたように、教科書採択については、ただの数値化するだけで一律にできるというものではないということで、従来から今までの方針に基づいて採択してまいったわけでございます。ただ、こういった方法でその採択基準をつくり込んでいけばいいのか、なども含めて先ほどご答弁申し上げましたが、来年度以降の要綱を作成する段階で、

検討してまいりたいというふうに思います。

今、委員長もおっしゃいましたが、一律に数値化というのは、なかなか難しい面もあるというふうに考えております。

委員長 ありがとうございます。

ほかに、小川清美委員、よろしいですか。

小川委員 そうしますと、もちろん教科書自体も数値化して比較することは難しいだろうというお話なのですが、例えば、実際にこれはそれぞれの学校でいろいろな委員会がつくられて、今のところ来ているわけですが、例えば、地域の方とか、実際教職員の方たちに、投票していただいて、これはもう数で出てくるわけで、例えば教科書もどこに見る機会がありますよね。そこで例えばそういうような機会を設けて、この教科書がいいとかというのを投票していただく、いただいて、そしてそれを反映させるというようなことはどうでしょうか。

委員長 学校教育部長

学校教育部長 そういったようなお考えもあるかと思いますが、その投票、数値的に投票していただいたとしても、最終的に教科書採択をしていただく権限は、教育委員会の委員の皆さんにまずございます。例えば、何人の委員が、教員が、その本に投票すれば、それが有効となるのか、2,600人ほどの教員がいるわけですが、その全員が、投票すればそれは有効なものなのかとか、いろいろな課題があるかと思いますが。現行の方法でも各学校において、教科用図書研究会というものがある、その中で、教員がそれぞれの教科について、それぞれの意見をいただいて報告書をつくっておりますので、そういったことから考えると、投票というのはなかなかなじみにくいのではないかなというふうに考えます。

委員長 指導室長、よろしく願いいたします。

教育指導室長 基本的に部長がご回答させていた

だいたとおりでございます。ただ、補足でございますが、文部科学省の通知で、教科書採択の改善についてというものがございまして、この中に教職員の投票によって採択教科書が決定されるなど、採択権者の責任が不明確にならないよう採択手続の適正化を図るようということとございまして、この辺を尊重しましても、投票による採択というのは考えていないというところでございます。

委員長 よろしいですね。

小川委員 はい。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

花岡委員 現時点で、採択基準を具体的な記述内容に盛り込んで作成するデメリットですが、それはどういうものがあるのか。

委員長 指導室長。

教育指導室長 現時点でこの調査基準等を示すことはできないかということでございますが、今、現在、この教科書採択の流れでございますが、国の限定教科書、これを今定めている作業が行われている、つまり執筆段階ということでございます。ですから、この執筆段階にあるところで足立区が例えばこの採択基準や調査基準を示すということは、少し先走り過ぎることになると思います。

また、足立区がそういった基準を示すということが教科書の会社に知れるということは、それに基づいて教科書をつくるということも危惧されますので、こういったところがデメリットとして考えられるところでございます。

委員長 よろしいですか。やはり今の時点で、その採択基準を対外的に明示するということは、まだ、来年度の小学校の教科書採択の作業自体がスタートしていませんし、我々の中でまだそういう採択の基本方向というか、大綱ですよ、それすらまだ議論されておられませんので、今の段階では

そういうことをやること自体不可能なことです。あと、きょうの読売新聞の記事にありましたが、来年度の小学校の教科書づくりというのは、今執筆者が作成中で、来年度の小学校の採択には間に合いませんが、再来年度の中学校の教科書採択に向けて、政府というか、教育再生実行会議を中心とした政府が、教科書の検定基準の見直しの作業を進めるといようなことの記事がありましたよね。

具体的に言えば、意見の分かれる記述について、政府の見解があるものについては、明確にそれは教科書に記載することとか、あと、意見が分かれているような、学術的な意見が分かれていることについては、必ず公平に要論を併記するとか、そういうことを明確に検定基準として明記して、教科書づくりの際には、それを十分配慮するよというふうな、それを新たな検定基準の見直しを、検定基準審査会に諮問するよというふうな動きもあります。

また、採択の仕組みについても来年度の1月から、通常国会に採択制度を規定する、教科書の無償措置法ですよ。その見直しの改正案も提出するよというふうなことでなっていますので、検定基準、ないしは採択の制度仕組み自体が、かなり来年度の通常国会から流動的になります。来年度の小学校の採択の作業、我々教育委員会で進めていくのは、まさにそういう国のすごく流動的な動きの中でおそらくやることになると思うので、私たち自身の教科書採択の採択大綱も、まさにそういうこともらみながら、慎重に採択の方針を定めていく必要があると思います。今の時点でこの陳情、採択基準を公表してくださいとか、幾つかそれに関わる具体の対応を求めるよという内容がありますが、この陳情について現時点で、採択することがいいことかどうかということ、委員長とすれば少し慎重に判断したほうがいいかなと思

ます。いかがでしょうか。

その採択については、きょうの段階で、採択、不採択を決めるのか、それともやはり、先ほど言ったよな国がまさにこの採択基準の見直しとか、採択制度そのものを今、見直そうとしている動きもありますので、少しそういう国の状況を見ながらある程度方向はっきりした段階で、きょう提出されている陳情についての、採択するかどうかの判断をするよというふうな、あるいは、継続審議というふうな選択も、僕はあるかと思うのです。その辺のところ少し判断を委員のほうから少し意見をお聞きしたいのですが。

花岡委員、どうですか。

花岡委員 委員長が言われたよな、継続審議でいったほうがいいんじゃないかな。動向をみながらよということ判断をしていきたいと、そう思っています。

委員長 ほかにどうでしょうか。よろしいですか。教育長 採択したときの説明責任よとか、それをもう少しやりなさいよという方向で検討はされていると聞いていますが、そういうことも含めて、今委員長おっしゃられた見直しの過程でもありますので、今しばらく様子を見るのがいいのかなよというふうな思っています。

委員長 桑原委員、小川清美委員もよろしいですか。

今までの委員のほうから、いろんな質問とか、あと事務局からいろいろ回答いただいて、1つはやはりまだ来年度の小学校の採択の作業がまだスタートする前であるよということ。つまり、足立区として、その採択の具体の作業にまだ入っていない段階であるよということと、2つ目には、今言ったよな、国のほうの検定基準の見直しとか、採択制度の見直しがまさに始まるよとしている、かなり流動的な時期であるよというよなことも考えまして、きょうの受理番号1の陳情については、

継続審議にしたほうがいいのかというご意見をいただいたというふうに委員長としては判断いたしますが、よろしいでしょうか。

では、これ以上ご意見がないというふうなことです。これより受理番号1、教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める陳情について採択いたしたいと思えます。

それでは、本案は、継続審議とすることに賛成の方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員挙手ということで、本案につきましては、継続審議とすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

それでは、これきょうの準備をしていました議案については終わり、この後、報告事項に入っていきたいと思えます。

庶務係長 委員長よろしいでしょうか。

委員長 はい、よろしくをお願いします。

庶務係長 地域のちから推進部長及び地域文化課長に退席していただいてよろしいでしょうか。

委員長 ありがとうございました。

委員長 それでは、報告事項に入っていきたいと思えます。きょうは、報告事項は2件です。

まず最初に、1、足立区立小・中学校の適正規模、適正配置の進捗状況について、これは絵野沢学校適正配置担当課長よりお願いいたします。

担当課長お願いいたします。

絵野沢学校適正配置担当課長 それでは、お手元のページ10ページをごらんください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。現在、足立区立の小学校、中学校の適正配置につきましては、鹿浜地区と江北地区に取り組みさせていただいておりますが、両地区におきまして若干

進捗状況変わってきておりますので、分けて説明をさせていただきます。

まず、1ということで、鹿浜地区の進捗状況でございます。

(1)平成26年、来年の4月に入学するお子様及び保護者の方向けの説明会でございますが、記載のとおり開催をさせていただきました。また、鹿浜地区におきましては、地域の皆さん及び学校関係者の皆さんが、統合に向けて前向きに取り組んでいただけるというふうなお話をいただきました。また、小学校の統合が27年4月、中学校の統合が28年4月ということで、かなり押し迫っている状況でもございますので、地域の皆さんにご協力いただいて、(2)に記載されておりますが、統合地域協議会を立ち上げることができまして、第1回目の統合地域協議会、中学校におきましては、10月30日、小学校におきましては11月11日に開催をさせていただきました。

それぞれの委員構成でございますが、両校の開かれた学校づくり協議会から選出された地域の代表6名、PTAの代表が2名、学校長がそれぞれ1名ずつで、1つの学校で10名、両校で計20名というような構成で、協議会のほう立ち上がることができました。

協議会の中で協議事項でございますが、現在の適正配置の実施計画案ということで、地域の皆さんのほうにお示ししておりますが、この案をとって、成案という形で今後取り組ませていただきたいというふうなお話をさせていただきました。また、統合校の校名の決定方法についても協議させていただいて、これについては公募をかける予定でございます。できれば、今年の年末に公募をかけて、年明けの1月の下旬ぐらいまでの締め切りで、募集をしたいなというふうに思っております。

また、この統合地域協議会の協議した内容につ

いて、統合地域協議会ニュースというのを随時発行して、地域の皆さん及び区民の皆さん向けに周知していきたいというような形をとらせていただいております。

次、2番でございますが、江北地区の進捗状況でございます。

鹿浜地区と同じように、(1)入学者向けの説明会については記載のとおり開催をさせていただきました。江北地区につきましては、統合の年次が中学校が29年度、小学校が30年度ということで、若干先ということと、まだ統合に向けて地域及び学校関係者の皆さんの機運が高まっていないというような状況がございますので、今後9月から10月にかけて開催した説明会でいただいた意見等を町会、自治会の会議及び開かれた学校づくり協議会のほうに、機会を設けて説明をさせていただければというふうに思っております。

今後の方針でございますが、鹿浜地区については、統合地域協議会が立ち上がったので、統合に向けた課題を整理して、具体的な検討を随時進めていきたいというふうに思っております。

江北地域につきましては、引き続き両校の関係者に意見を聞きながら、なるべく早目に統合地域協議会が立ち上がるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

私から以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

委員長 次に、2、学校事故の報告について。これは、宮澤教育指導室長よりしくお願いいたします。

指導室長。

教育指導室長 それでは、11ページをお開けください。

学校事故報告、平成25年度10月分についてでございます。

内容でございますが、まず1番、学校事故の状況です、管理下のものが7件、内小学校が6件、中学校が1件というものでございます。

2、事故の内容です。(1)交通事故に関するものとしては、下校途中に、自転車の後部座席から振り落とされて、左頬の擦過傷及び左肩打撲ということでございます。ここ、下校途中になぜ自転車かというところでございますが、友達が先に下校しまして公園に遊びに行くと、そのときに学校から帰るこの児童が後ろに乗っていけよと言われて乗ったということでございます。

続きまして、(2)授業中の事故でございますが、器械運動をしているときに、マットに着手しようとしてバランスを崩して転倒いうもので、骨折です。

続きまして、(3)休憩、放課後、登・下校時等でございますが、休み時間に友達とぶつかって歯を骨折、イにつきましては、魚沼の自然教室で、キャンプ場のカウンターの角に頭をぶつけたと、切り傷です、ウにつきましては、更衣室のドアのガラス部分に手をついたと、ガラスが割れ手首を切ってしまったと、エは、休み時間、液体のりのプラスチックのケースを投げ、唇に当たって切れた、そしてオ、朝の自由時間、上り棒のときにバランスを崩して落下、上腕部のところが骨折というところでございます。

3の各学校への事故防止の指導でございますが、この二人乗りの事故ということを含めまして、交通マナーを再度徹底するというところでございます。

(2)としましては、授業中の事故でございますが、指導内容の管理、指導、これをもう一度徹底する。子どもたちの行動を見て、危険なことはないか、教員の立ち位置はどうかいうところで、

危険行為の未然防止の努めるよう指導してまいります。

そして、(3)でございますが、休憩、放課後等、校舎内外の過ごし方、危なくないような過ごし方、そして部活の際も十分、これから寒くなってくるとやはりけががふえてきますので、十分な準備運動をするようにということで指導を進めてまいります。

今後の方針としましては、日没が早くなっています、そういった点でも自転車で電気をつけずに走るということで事故に及ぶ可能性も出てきます。そういったところも注意していく、あるいは通学路も危険箇所も再点検しまして未然に防ぐように努めていくということでございます。

私からは、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

今、2件報告事項ありましたので、これらの件につきまして各委員のほうから、ご質問、ご意見があればご発言お願いいたします。

いかがでしょうか。

桑原委員。

桑原委員 報告のほうの資料の10ページになります、学校の適正規模、適正配置の件です。

江北地区のほうの統合地域協議会の立ち上げのご説明があったのですが、同じように説明会を実施しているのに、少し開校が先だというようなご説明だったのですが、ほかには、何か遅れているというか、統合地域協議会立ち上げられない理由っていうのはほかにはあるのでしょうか。

委員長 担当課長お願いします。

絵野沢学校適正配置担当課長 鹿浜地区におきましては、私どもの実施計画の案のほうをお示しして、ご理解をいただいた部分が大きかったのかなというように思っております。

江北地区は、特に小学校についてですが、江北小学校と高野小学校、今回統合を予定しております。

高野小学校の皆さんのほうが、どうしても校庭が広いですとか、交通の便がいいということで、江北小学校よりも、高野小学校のほうが好ましいのではないかとといったご意見がまだ強い状態です。また、上沼田都住というのがあるのですが、そこが現在建てかえをしております、そこに空地ができるのですが、そちらに統合校を建ててくれないか等々のご意見をいただいている状況でございます、なかなか先ほどご説明差し上げたとおり、統合地域協議会の立ち上げに向けた機運がまだまだ上がって来ないというのが現状になるところでございます。

委員長 桑原委員、よろしいですか。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。なければきょうは、報告事項2件ということで、少ないこともあります、なければこれで終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

はい、それでは以上をもちまして、本年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後3時55分閉会

平成 2 5 年 第 1 1 回
足 立 区 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 足立区教育委員会室

1 議 事 日 程	頁
日程第 1 第 6 0 号議案 足立区こども未来創造館条例施行規則の一部を改正する規則 ...	1
日程第 2 第 6 1 号議案 足立区文化財保護審議会への諮問事項について ...	7
日程第 3 受理番号 1 教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める陳情 ...	9
2 報 告 事 項	
足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について 《絵野沢 学校適正配置担当課長》 ...	1 0
学校事故報告について(平成 2 5 年 1 0 月分) 《宮澤 教育指導室長》 ...	1 1
3 その他報告資料	
東京電機大学との連携による「科学・ものづくり体験教室」の実施について[学校支援課] ...	1 3
「足立オールおいしい給食ウィーク」の実施について [おいしい給食担当課] ...	1 4
「小松菜給食の日」の実施について [おいしい給食担当課] ...	1 5
こぐま保育園(認証保育所)の移転について [保育計画課] ...	1 6
行事实施結果・行事实施予定 [青少年課] ...	1 7
行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社] ...	1 9

第 6 0 号 議 案

足立区こども未来創造館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区こども未来創造館条例施行規則の一部を改正する規則

足立区こども未来創造館条例施行規則（平成 2 4 年足立区教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

別表第 1 を次のように改める。

使用申請者 施設	少年団体、青年団体及び青少年育成団体	その他
多目的室	使用日の属する月の 6 月前の月の初日から使用日の当日まで	
マルチ体験ドーム		
クッキングスタジオ	使用日の属する月の 2 月前の月の初日から使用日当日まで	
レクリエーションホール	使用日の属する月の 3 月前の月の第 3 火曜日	使用日の属する月の 2 月前の月の 1 日から使用日の当日まで
音楽室	と使用日の属する月の 2 月前の月の 1 日から使用日の当日まで	

別表第 2 入場料の部中

	70歳以上の者が使用する時。		を
--	----------------	--	---

	70歳以上の者が使用する時。		に
	施設の目的を効果的に達成するため、教育委員会が特に必要と認めるとき。	2割減額	

改める。

付 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(提出理由)

使用の申請期間、入場料等の減額又は免除の取扱いを改正する必要があるため、この規則案を提出いたします。

第 6 0 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日

件 名	足立区子ども未来創造館条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部 青少年課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>利用者へのさらなるサービスアップを目指し、より多くの来場者を獲得するために、入場券発行手続の簡略化、利用当日の使用申請受理、マルチ体験ドーム利用者獲得のための割引券発行が実施できるよう規則の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 第 6 条第 2 項</p> <p>70 歳以上の方や障がい者手帳保持者などの入場料免除の対象者に、マルチ体験ドーム入場券を発行する場合、これまで免除申請書の提出をお願いしていた。免除申請書提出を省略し、窓口で手帳や身分証の確認のみで入場券の発行を可能とするために、「ただし、教育委員会がその必要がないと認められた場合、この限りではない」という規定を追記する。</p> <p>(2) 別表第 1 (第 3 条関係)</p> <p>多目的室、マルチ体験ドーム、レクリエーションホール、音楽室の利用を希望する場合、前日までに申請書を提出しないと利用できなかった。今回の改正により、当日の申請でも利用を可能とする。</p> <p>(3) 別表第 2 (第 6 条関係)</p> <p>区内外の方へ来館するきっかけを作るために、マルチ体験ドームの割引券発行及び配付を行うことができるよう 2 割減額の免除規定を新たに設ける。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	窓口や施設ホームページ等を活用して周知していく。

足立区こども未来創造館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前		改正後	
<p>(入場料等の減額又は免除)</p> <p>第6条 条例第7条第3項の規定による入場料及び使用料の減額又は免除は、教育委員会が特に必要と認める場合のほか、別表第2に定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定により、入場料及び使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、入場料(使用料)減額免除申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。</p>		<p>(入場料等の減額又は免除)</p> <p>第6条 条例第7条第3項の規定による入場料及び使用料の減額又は免除は、教育委員会が特に必要と認める場合のほか、別表第2に定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定により、入場料及び使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、入場料(使用料)減額免除申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。<u>ただし、教育委員会がその必要がないと認めた場合は、この限りではない。</u></p>	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
	使用申請者		使用申請者
	少年団体、青年団体及び青少年育成団体		少年団体、青年団体及び青少年育成団体
	その他		その他
施設		施設	
多目的室	使用日の属する月の6月前の月の初日から使用日の前日まで	多目的室	使用日の属する月の6月前の月の初日から使用日の当日まで
マルチ体験ドーム		マルチ体験ドーム	
クッキングスタジオ	使用日の属する月の2月前の月の初日から使用日当日まで	クッキングスタジオ	使用日の属する月の2月前の月の初日から使用日当日まで

改正前			改正後		
レクリエーションホール	使用日の属する月の3月前の月の第3火曜日と使用日の属する月の2月前の月の1日から使用日の前日まで	使用日の属する月の2月前の月の1日から使用日の前日まで	レクリエーションホール	使用日の属する月の3月前の月の第3火曜日と使用日の属する月の2月前の月の1日から使用日の当日まで	使用日の属する月の2月前の月の1日から使用日の当日まで
音楽室			音楽室		

別表第2（第6条関係）

種別	減額・免除できる場合	区分
入場料	区が使用するとき。	免除
	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年42民児精発58号）に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者及びその介護者が使用するとき。ただし、介護者については、各手帳の所持者に対し1名とする。	
	70歳以上の者が使用するとき。	
使用料(付帯設備使用料を含む。)	区又は区が出資する公益法人等が使用するとき。	免除
	官公署又は公共的団体が区とともに公益のために使用するとき。	
	少年団体、青年団体及び青少年育成団体を目的とした登録団体がその目的のために使用するとき。	

別表第2（第6条関係）

種別	減額・免除できる場合	区分
入場料	区が使用するとき。	免除
	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年42民児精発58号）に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者及びその介護者が使用するとき。ただし、介護者については、各手帳の所持者に対し1名とする。	
	70歳以上の者が使用するとき。	
	施設の目的を効果的に達成するため、教育委員会が特に必要と認めるとき。	2割減額
使用料(付帯設備使用料を含む。)	区又は区が出資する公益法人等が使用するとき。	免除
	官公署又は公共的団体が区とともに公益のために使用するとき。	
	少年団体、青年団体及び青少年育成団体を目的とした登録団体がその目的のために使用するとき。	

改正前			改正後		
	官公署又は区内の公共的団体が公益のために使用するとき。	5 割減額		官公署又は区内の公共的団体が公益のために使用するとき。	5 割減額
駐車場使用料	区又は区が出資する公益法人等が開催する科学、健全育成等の行事で、事前に教育委員会の承認を得た者が自動車を駐車させるとき。	免除	駐車場使用料	区又は区が出資する公益法人等が開催する科学、健全育成等の行事で、事前に教育委員会の承認を得た者が自動車を駐車させるとき。	免除
	身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者が乗車している自動車を駐車させるとき。			身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者が乗車している自動車を駐車させるとき。	

第 6 1 号議案

足立区文化財保護審議会への諮問事項について
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区文化財保護審議会への諮問事項について
下記のとおり足立区文化財保護審議会へ諮問する。

記

1 諮問事項

(1) 文化財登録

- ・有形文化財（彫刻）石膏造聖徳太子坐像 一 軀 善久寺所有
- ・有形文化財（彫刻）木造阿弥陀三尊立像 一 括 東善寺所有
- ・有形文化財（彫刻）木造阿弥陀如来坐像 一 軀 東善寺所有
- ・有形文化財（彫刻）木造阿弥陀三尊立像 一 括 法受寺所有
- ・有形民俗文化財 庚申塔（元禄八年銘） 一 基 吉祥院所有

(2) 文化財登録解除

- ・有形文化財（工芸品）鍍絵・遊女の図 一 点 個人所有
- ・有形文化財（古文書）
清水家文書（武州足立郡下沼田村耕地村絵図〔控〕）一 点
個人所有

(提案理由)

文化財登録及び文化財登録解除について、足立区文化財保護審議会へ
諮問する必要があるので、この案を提出いたします。

第 6 1 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日

件 名	足立区文化財保護審議会への諮問事項について
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>1 諮問の理由 足立区文化財保護条例第 2 3 条から第 2 5 条に基づき、平成 2 5 年度の足立区文化財登録及び文化財登録解除についての答申を得るため、文化財保護審議会を開催し諮問する。</p> <p>2 内 容 (1) 開催期日 第 1 回 (文化財登録及び登録解除諮問) 平成 2 5 年 1 2 月中旬 (予定) 第 2 回 (答申) 平成 2 6 年 1 月下旬 (予定)</p> <p>(2) 文化財登録諮問案件 ・有形文化財 (彫刻) 石膏造聖徳太子坐像 一軀 善久寺所有 制作年代 明治後半～昭和初期 作者 森鳳声 ・有形文化財 (彫刻) 木造阿弥陀三尊立像 一括 東善寺所有 制作年代 本尊：鎌倉時代 脇侍：江戸時代 ・有形文化財 (彫刻) 木造阿弥陀如来坐像 一軀 東善寺所有 制作年代 鎌倉時代 ・有形文化財 (彫刻) 木造阿弥陀三尊立像 一括 法受寺所有 制作年代 本尊：平安～鎌倉時代 脇侍：鎌倉末期 ・有形民俗文化財 庚申塔 (元禄八年銘) 一基 吉祥院所有 造立年代 元禄 8 年 (1695)</p> <p>(3) 文化財登録解除諮問案件 ・有形文化財 (工芸品) 鍍絵・遊女の図 一点 個人所有 制作年代 江戸末期 登録 昭和 5 7 年 1 2 月 1 0 日 ・有形文化財 (古文書) 清水家文書 (武州足立郡下沼田村耕地村絵図[控]) 一点 個人所有 制作年代 延享 4 年 (1747) 登録 昭和 5 7 年 1 2 月 1 0 日</p> <p>3 登録及び登録解除年月日 本案議決後処理する。</p>
今後の方針	

件名	受理番号1 教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める陳情
所管部課名	学校教育部 教育指導室
陳情の要旨	地域の住民の意見を反映した、公正かつ適正な教科書採択が行われるよう求め、合わせて、採択基準を公表することを求める。
陳情者住所等	別紙請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 教科書採択の根拠</p> <p>(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条6項に基づき、教科書採択の権限は、義務教育諸学校の設置者である教育委員会にある。</p> <p>(2) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条に基づき、教科書の採択区域は、都道府県教育委員会が設定する。足立区自体が採択区域と設定されている。</p> <p>(3) 東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条等に基づき、それぞれの地域の児童・生徒にとって最も適した教科書を採択するという観点から、内容を考慮した、十分かつ綿密な調査研究を行うことが必要であるため、「教科書調査研究資料」を作成し、採択権者である区市町村教育委員会に提供している。</p> <p>2 足立区における採択の方法</p> <p>(1) 教育委員会は、学習指導要領に示された各教科及び分野の目標等を最もよく踏まえている教科用図書を選定する等の観点から行う調査・研究成果を踏まえ、区立学校の児童・生徒にとって適切な教科書を採択するという採択の基本方針等を定めるため、「使用教科用図書採択要綱」を決定する。</p> <p>(2) 各学校に「教科用図書研究会」を設置し、研究報告を「教科用図書選定委員会」に提出させる。</p> <p>(3) 副校長、主幹教諭等で構成する「教科用図書調査委員会」が調査報告書を作成し、「教科用図書選定委員会」に提出する。</p> <p>(4) 学校長、保護者で構成する「教科用図書選定委員会」が、調査報告書・研究報告を受けて答申書を作成する。</p> <p>(5) 教科書展示会場において意見用紙を設置し、集約された意見を教育委員に提供する。</p> <p>(6) 教育委員会定例会において採択を行う。</p> <p>採択に関わる議事録等について、採択後に開示する。</p>
問題点等	

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日

件 名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について																													
所 管 部 課 名	学校教育部 学校適正配置担当課																													
内 容	<p>1 鹿浜地区の適正規模・適正配置実施計画（案）について</p> <p>（ 1 ）平成 26 年度入学者向け説明会の実施状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">日にち</th> <th>対象校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10/ 9</td> <td>上沼田小学校</td> </tr> <tr> <td>10/18</td> <td>鹿浜小学校</td> </tr> <tr> <td>10/19</td> <td>鹿浜中学校</td> </tr> <tr> <td>10/19</td> <td>第八中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ 2 ）第一回統合地域協議会の開催状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">日にち</th> <th style="width: 50%;">対象校</th> <th style="width: 30%;">場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10/30</td> <td>鹿浜中学校と第八中学校</td> <td>第八中学校</td> </tr> <tr> <td>11/11</td> <td>上沼田小学校と鹿浜小学校</td> <td>鹿浜小学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>委員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両校の開かれた学校づくり協議会から選出された、地域代表 6 名、P T A 代表 2 名、学校長、副校長の合計 20 名で構成 <p>主な協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画（案）の正式決定について ・統合校の校名の決定方法について ・「統合地域協議会ニュース」の発行について <p>2 江北地区の適正規模・適正配置実施計画（案）について</p> <p>（ 1 ）平成 26 年度入学者向け説明会の実施状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">日にち</th> <th>対象校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10/15</td> <td>江北小学校</td> </tr> <tr> <td>10/18</td> <td>江北中学校</td> </tr> <tr> <td>10/19</td> <td>上沼田中学校</td> </tr> <tr> <td>10/19</td> <td>高野小学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ 2 ）今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9 月から 10 月にかけて開催した説明会でいただいた意見等について、町会長・自治会長会議及び開かれた学校づくり協議会に対し説明を行う。 	日にち	対象校	10/ 9	上沼田小学校	10/18	鹿浜小学校	10/19	鹿浜中学校	10/19	第八中学校	日にち	対象校	場 所	10/30	鹿浜中学校と第八中学校	第八中学校	11/11	上沼田小学校と鹿浜小学校	鹿浜小学校	日にち	対象校	10/15	江北小学校	10/18	江北中学校	10/19	上沼田中学校	10/19	高野小学校
日にち	対象校																													
10/ 9	上沼田小学校																													
10/18	鹿浜小学校																													
10/19	鹿浜中学校																													
10/19	第八中学校																													
日にち	対象校	場 所																												
10/30	鹿浜中学校と第八中学校	第八中学校																												
11/11	上沼田小学校と鹿浜小学校	鹿浜小学校																												
日にち	対象校																													
10/15	江北小学校																													
10/18	江北中学校																													
10/19	上沼田中学校																													
10/19	高野小学校																													
今後の方針	<p>鹿浜地区については、統合地域協議会において、統合に向けた課題を整理し、具体的な検討を進めていく。</p> <p>江北地区については、引き続き両校の関係者の意見を聞きながら、統合地域協議会の立ち上げに向け取り組んでいく。</p>																													

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日

件 名	学校事故報告について（平成 2 5 年度 1 0 月分）
所 管 部 課 名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>1 学校事故状況 管理下 7 件（小学校 6 件、中学校 1 件） 管理外 0 件 合計 7 件</p> <p>2 事故内容 (1) 交通事故 下校途中、自転車の後部座席から、振り落とされた。左頬の擦過傷及び左肩打撲。 （小学校管理下）</p> <p>(2) 授業中の事故 器械運動中、マットに着手しようとしてバランスを崩して転倒、右上腕部を骨折。 （小学校管理下）</p> <p>(3) 休憩時間、放課後、登・下校時、部活動等における傷害、打撲等の事故 ア 休み時間、友達とぶつかり、顎に頭部があたり、前歯（左 1 番）を歯折（エナメル層剥離）。 （小学校管理下） イ 魚沼自然教室において、キャンプ場のカウンターの角に頭を強打し、頭部打撲、切創。 （中学校管理下） ウ 昼休み、女子更衣室のドアのガラス部分を押ししたところ、ドアのガラスが割れ、右手の掌及び手首を切創。 （小学校管理下） エ 休み時間、投げられた液体のりを受け損ない、唇にあたり、上唇裂傷。 （小学校管理下） オ 朝の自由遊びの時間、登り棒を登り、バランスを崩して落下、右腕上腕顆状骨折。 （小学校管理下）</p> <p>3 各学校への事故防止の指導 (1) 交通事故防止について 学校管理外を含めた事故発生状況を踏まえ、具体的な交通マナーを指導し、交通事故防止を図る。</p> <p>(2) 授業中の傷害・打撲等の事故防止について 指導内容の管理・指導の徹底を図るとともに、児童・生徒の行動を把握し、危険行為の未然防止に努める。</p> <p>(3) 休憩時間、放課後等における事故防止について ア 校舎内外の過ごし方、危険行為の未然防止についての指導を図る。 イ 部活動における事故防止は、十分な準備運動と受傷につながる危険技の禁止を徹底し安全を重視した指導を図る。</p>
今後の方針	薄暮時が早い季節となることから、保護者・地域・関係機関との連携のもと、通学路の危険箇所を再点検し、児童・生徒の安全確保と各種事件・事故の未然防止を図るよう指導する。

学校事故状況

平成25年度10月分(児童・生徒) 教育指導室

内 訳	管 理 下			管 理 外		合 計
	幼稚園	小学校	中学校	小学校	中学校	
交 通 事 故	自転車・バイク	1				1
	歩行者・キックボード					
授業中の傷害打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫	1				1
	裂傷・打撲・暴行					
	火傷・熱傷					
	歯目鼻耳等の損傷					
	発症・発作・火傷					
休憩時間・放課後・登下校時の傷害打撲等の事故(学校行事含む)	骨折・脱臼・捻挫	1				1
	裂傷・打撲・暴行	2	1			3
	歯目鼻耳等の損傷	1				1
	発症・発作・火傷					
教師の指導上による傷害・打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫					
	歯目鼻耳等の損傷					
暴力・暴行傷害事件						
家出・外泊・行方不明						
窃盗・万引き・恐喝						
対教師暴力						
火災・火傷・火遊び						
その他・地域での怪我						
死 亡	病 死					
	事 故 死					
合 計			6	1		7

(施 設)

区 分	幼稚園	小学校	中学校	内 容
窓ガラス及び施設破損				
不法侵入・盗難				
その他				
合 計	0	0	0	0

教育委員会情報連絡

平成25年11月14日

件名	東京電機大学との連携による「科学・ものづくり体験教室」の実施について
所管部課名	学校教育部 学校支援課
内容	<p>東京電機大学との連携により、小学校4年生対象の「科学・ものづくり体験教室」を、下記のとおり開催する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">趣旨 (1) 理科実験等の科学体験やものづくり体験をとおして、児童の科学やものづくり等への興味・関心を深め、学びの喜びや学習意欲の向上を図る。 (2) キャンパスでの体験をとおして、大学に対する興味・関心も喚起し、将来の進路を考えるキャリア教育の一環とする。日時 平成25年12月21日(土) 9:00~12:30会場 東京電機大学 東京千住キャンパス対象及び人数 区立小学校4年生で希望する児童200人内容 LEDやプラ板を使用した実験等の科学体験及び電子工作や立体紙工作等のものづくり体験実施方法 参加児童をいくつかのグループに分け、グループごとに2~3つのメニューを体験する。
今後の方針	大学との連携を密にしながら、円滑な事業実施に向け準備を進める。

教育委員会情報連絡

平成25年11月14日

件名	「足立オールおいしい給食ウィーク」の実施について
所管部課名	学校教育部 おいしい給食担当課
内容	<p>第5回給食メニューコンクール受賞作品の中から、小・中学校各1作品を選び、下記の日程で「足立オールおいしい給食ウィーク」を実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 内容 給食メニューコンクール受賞作品の中から、12月が旬の作品を選び給食として提供する。(小中学校各1品ずつ)</p> <p>2 実施日 12月2日(月)～6日(金)の1日を各学校ごとに決定する。</p> <p>3 メニュー名 (1)小学校：切干大根のビビンバ丼 (2)中学校：サバトマトスパゲティー、カボチャサラダ、 人参とワカメのコンソメスープ、みかん牛乳寒天</p>
今後の方針	おいしい給食検討会の献立委員と入賞者が在学する各小中学校で、11月の献立として試作する。その後、給食レシピを確定させて、各校栄養士に献立の詳細を情報提供する。

教育委員会情報連絡

平成25年11月14日

件名	「小松菜給食の日」の実施について
所管部課名	学校教育部 おいしい給食担当課
内容	<p>下記のとおり、区立小・中学校で一斉に小松菜を使ったメニューを提供する「小松菜給食の日」を実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 目的 JAバンク食農教育応援事業として、区立小・中学校の学校給食に足立区産の小松菜を一斉提供することにより、子どもたちが「食」の重要性と農業への理解を深めるきっかけとなることを目的として実施する。</p> <p>2 実施日 11月28日(木)、29日(金)のうち1日を学校ごとに決定する。</p> <p>3 数量 (1)小学校：1人あたり約30g (2)中学校：1人あたり約50g</p> <p>4 実施協力部署 JA東京スマイル農業協同組合 経済営農指導部</p>
今後の方針	引き続き地場産野菜を使った給食の実施を推進していく。

教育委員会情報連絡

平成25年11月14日

件名	こぐま保育園（認証保育所）の移転について																																							
所管部課名	子ども家庭部 保育計画課																																							
内 容	<p>こぐま保育園(認証保育所A型)について、運営事業者からの申し出により、平成26年4月に新設園に移転するため、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 運営事業者 足立区西新井三丁目3番21号 石渡ビル1階 株式会社ヒューマンサポート 代表取締役 廣島 清次</p> <p>2 保育園名称及び所在地等</p> <p>(1) 保育園名及び所在地</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">[旧] こぐま保育園</td> <td style="width: 50%;">足立区保木間四丁目37番6号</td> </tr> <tr> <td>[新] たんぽぽ保育所六町園</td> <td>足立区六町三丁目7番</td> </tr> </table> <p>(2) 新設園の概要 新築(鉄骨造) 地上3階建て(1階:保育所、2~3階:共同住宅)</p> <p>(3) 定員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ADD8E6;"> <th>年 齢</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存園</td> <td>5名</td> <td>10名</td> <td>10名</td> <td>3名</td> <td></td> <td>28名</td> </tr> <tr> <td>新設園</td> <td>9名</td> <td>10名</td> <td>12名</td> <td>3名</td> <td>6名</td> <td>40名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 移転予定年月日 平成26年4月1日</p> <p>3 移転スケジュール(予定)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">平成25年8月下旬</td> <td>建物全体の工事着工</td> </tr> <tr> <td>10月上旬</td> <td>運営事業者において、こぐま保育園を利用している保護者に対する移転説明会を実施</td> </tr> <tr> <td>平成26年2月上旬</td> <td>東京都あて設置申請書類提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建物全体の工事完了</td> </tr> <tr> <td>2月中旬</td> <td>備品搬入等、東京都による現地確認</td> </tr> <tr> <td>3月31日</td> <td>こぐま保育園の廃止</td> </tr> <tr> <td>4月1日</td> <td>たんぽぽ保育所六町園の開設</td> </tr> </table>	[旧] こぐま保育園	足立区保木間四丁目37番6号	[新] たんぽぽ保育所六町園	足立区六町三丁目7番	年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	合計	既存園	5名	10名	10名	3名		28名	新設園	9名	10名	12名	3名	6名	40名	平成25年8月下旬	建物全体の工事着工	10月上旬	運営事業者において、こぐま保育園を利用している保護者に対する移転説明会を実施	平成26年2月上旬	東京都あて設置申請書類提出		建物全体の工事完了	2月中旬	備品搬入等、東京都による現地確認	3月31日	こぐま保育園の廃止	4月1日	たんぽぽ保育所六町園の開設
[旧] こぐま保育園	足立区保木間四丁目37番6号																																							
[新] たんぽぽ保育所六町園	足立区六町三丁目7番																																							
年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	合計																																		
既存園	5名	10名	10名	3名		28名																																		
新設園	9名	10名	12名	3名	6名	40名																																		
平成25年8月下旬	建物全体の工事着工																																							
10月上旬	運営事業者において、こぐま保育園を利用している保護者に対する移転説明会を実施																																							
平成26年2月上旬	東京都あて設置申請書類提出																																							
	建物全体の工事完了																																							
2月中旬	備品搬入等、東京都による現地確認																																							
3月31日	こぐま保育園の廃止																																							
4月1日	たんぽぽ保育所六町園の開設																																							
今後の方針	平成26年4月の新設園開設に向け、工事等の進捗状況の把握や東京都への設置申請手続きなど、事業者と協議を行いながら適確に実施していく。また、区ホームページを活用し、適時に保育所移転の情報を区民にPRしていく。																																							

行 事 実 施 結 果

1 0 月 1 日 ~ 1 0 月 3 1 日 青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
10/2 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
10/6 (日)	こどもみーていんぐ	13:30~16:30	ギャラクシティ	主催	40名
10/6 (日)	青少年の居場所作り	13:30~17:30	保塚地域学習センター	主催	15名
10/6 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
10/8 (火)	中高生の居場所作り (映画作り)	15:00~18:00	ギャラクシティ	主催	10名
10/9 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
10/9 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	1名
10/12 (土) ~13 (日)	あだち日曜教室	9:30~17:00	中央本町地域学習センター 体育館	共催	48名
10/13 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
10/15 (火)	指導者養成事業 (紙芝居)	19:00~21:00	ギャラクシティ	主催	10名
10/16 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	5名
10/20 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
10/20 (日)	青少年の居場所作り	13:30~17:30	保塚地域学習センター	主催	20名
10/23 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
10/26 (土)	キャンプの達人になろう How To キャンプ	10:00~16:00	宮城ゆうゆう公園 少年キャンプ場	共催	20名
10/27 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
10/30 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
10/30 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	5名

行 事 実 施 予 定

1 1 月 1 日 ~ 1 1 月 3 0 日 青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
11/3 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
11/3 (日)	青少年の居場所作り	13:30~17:30	保塚地域学習センター	主催	15名
11/6 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
11/6 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	5名
11/9 (土)	こどもみーていんぐ	13:30~16:30	ギャラクシティ	主催	40名
11/10 (日)	あだち日曜教室 スポーツ大会	9:30~15:30	島根小学校校庭・体育館	共催	80名
11/10 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
11/13 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	5名
11/13 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
11/17 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
11/17 (日)	青少年の居場所作り	13:30~17:30	保塚地域学習センター	主催	20名
11/17 (日)	中高生の居場所作り(映画作り)	15:00~18:00	ギャラクシティ	主催	10名
11/19 (火)	指導者養成事業(紙芝居)	19:00~21:00	ギャラクシティ	主催	10名
11/20 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	5名
11/20 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
11/23 (土)	親子体験ハイキング	9:00~17:15	宮城ゆうゆう公園	主催	30名
11/24 (日)	ジュニアリーダースーパー研修会	13:30~16:30	ギャラクシティ	共催	30名
11/24 (日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
11/24 (日)	青少年の居場所作り	13:30~17:30	保塚地域学習センター	主催	20名
11/27 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	5名
11/27 (水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名

行 事 実 施 結 果

1 0 月 1 日 ~ 1 0 月 3 1 日

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加人数
10/4(金)	シティプロモーション課連携事業 「しゃぼんおどり ワークショップ」	15 : 45 ~ 16 : 15	千寿本町小学校	共催	20 名
10/7 (月)	体験プログラム「ロープスキッピング」	13 : 10 ~ 13 : 50	栗島小学校	主催	110 名
10/8(火)	シティプロモーション課連携事業 「しゃぼんおどり ワークショップ」	15 : 00 ~ 15 : 30	千寿桜小学校	共催	20 名
10/10(木)	シティプロモーション課連携事業 「しゃぼんおどり ワークショップ」	15 : 15 ~ 15 : 45	千寿双葉小学校	共催	15 名
10/11(金)	シティプロモーション課連携事業 「しゃぼんおどり ワークショップ」	15 : 30 ~ 16 : 00	千寿第八小学校	共催	25 名
10/14(月祝)	足立ジュニア吹奏楽団出張演奏 区民体育大会開会式 スポ-ツカ-ニバル	9 : 00 ~ 10 : 00 11:00 ~ 11 : 30	総合スポーツセンタ ー	共催	598 名 3799 名
10/15(火)	シティプロモーション課連携事業 「しゃぼんおどり ワークショップ」	15 : 45 ~ 16 : 15	常東小学校	共催	25 名
10/16(水)	おりがみサポーター フォロー講習	10 : 00 ~ 11 : 30	生涯学習センター	主催	7 名
10/17(木)	シティプロモーション課連携事業 「しゃぼんおどり ワークショップ」	15 : 30 ~ 16 : 00	千寿小学校	共催	5 名
10/20(日)	足立ジュニア吹奏楽団 足立バンドフェスティバル出演	15 : 30 ~ 15 : 45	西新井文化ホール	共催	延約 1200 名
10/21(月) 28(月)	ふれあい出前寄席 企画リーダー会議	13 : 45 ~ 14 : 30	伊興園	主催	延 28 名
10/24(木)	放課後子ども教室スキルアップ研修 「Aコース 子どもとの関わり方~子ども の心を感じて~」	10 : 00 ~ 11 : 30	こども支援センター げんき	主催	42 名
10/25(金)	第 25 回あだちアートリンクカフェ	18 : 30 ~ 20 : 00	東京芸術センター 会議室	主催	16 名
10/26(土)	読み語りのための 「ボイストレーニング体験講座」	10 : 00 ~ 12 : 00	生涯学習センター	主催	60 名

10/26(土) 27(日)	アウトリーチスキルアップ講座 Vol.2	10:00~17:00	わたなべ音楽堂	主催	延 20 名
10/28(月)	放課後子ども教室スキルアップ研修 「Aコース 子どもとの関わり方~子ども の心を感じて~」	10:00~11:30	生涯学習センター	主催	53 名
10/30(水)	放課後子ども教室スキルアップ研修 「Bコース 応急手当~よくあるケガの 対応法~」	10:00~11:30	ギャラクシティ	主催	32 名
10/2.9.16. 23.30(水)	子どもと遊ぶおりがみ教室	10:00~11:30	生涯学習センター	主催	5 回コース 延 106 名
10/30(水)	ふれあいコンサート事前アウトリーチ	13:00~13:30	竹の塚あかしあの杜 きずな	主催	40 名

行 事 実 施 予 定

11月14日～12月8日

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加予定人数 【定員等】
11/18(月)	ふれあい出前寄席	14:00～15:00	伊興園	主催	90名
11/22(金)	第26回あだちアートリンクカフェ	18:30～20:00	東京芸術センター 会議室	主催	20名
11/30(土)	コーディネーショントレーニング指導 者講習会～アドバンス編～	14:00～17:00	生涯学習センター	主催	60名
12/1(日)	足立吹奏楽団第35回定期演奏会	14:00～16:00	西新井文化ホール	共催	500名
12/2.16 (月)	子ども学講座「子どものことを考える大 人の勉強会～子どもの心に触れる～」	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	40名
12/4(水)	ふれあいコンサート事前アウトリーチ	13:00～13:00	竹の塚あかしあのだ のぞみ	主催	35名
12/4.11 (水)	コーディネーショントレーニング指導 者講習会～フォローアップ編～ (高齢者向けプログラム)	19:00～20:45	生涯学習センター	主催	30名
12/6(金)	ブリランテ冬のコンサート みぢかできがるにクリスマスコンサート	18:30～20:30	西新井文化ホール	共催	500名
12/7(土)	足立ジュニア吹奏楽団クリスマスコン サート in 西新井アリオ	14:30～15:00 16:00～16:30	西新井アリオ	共催	各回400名

平成25年

請願文書表

受理番号 1

足立区教育委員会

受理番号	件名	受理日	陳情者	結果	
1	教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める陳情	24・10・21	[REDACTED]	採	不
要旨	<p>【陳情の趣旨】</p> <p>教育基本法及び学校教育法の改正(平成18年)、学習指導要領の全面改正(平成20年)を受け、文部科学省は平成21年、新しい教科書検定基準を告示したが、その中で、教科書は「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人育成のため、豊かな情操と道徳心、伝統文化の尊重や我が国と郷土を愛すること等の教育基本法の目標と一致していなければならない」と定めている。</p> <p>また同じく文部科学省は、教科用図書検定調査審議会の報告を受け、教育委員会が装丁や見栄えではなく、内容を考慮した綿密な調査研究を公正かつ適正に行い、各採択権者の権限と責任のもと、地域実情に最も適した教科書を採択していくことや、教育基本法の改正内容や学習指導要領の改訂を十分理解し、適切な教科書採択を行うよう通知した。</p> <p>しかるに、平成23年の採択の結果、平成24年度から使用されている現行の中学校教科書(歴史・公民)は、教育基本法の理念・精神が十分反映されたものとは言えず、誠に遺憾と言わざるを得ない。例えば、自衛隊について未だに憲法違反とする意見を強調し、東日本大震災では賞賛されている自衛隊の災害救助活動について何も記さず、国旗・国歌について粗略に記述し、国民的課題である粒致問題についても許し難い人権侵害や国家主権侵害と記さずに簡略に描いた上、尖閣諸島や竹島について本文で触れないような教科書もある。教育基本法や国民の一般常識とはかけ離れた非常識な教科書で子どもたちが繰り返し教えられるというのは、由々しき事態である。</p> <p>そこで、地域の住民の意見を反映した、公正かつ適切な教科書採択が行われるよう求め、合わせて、採択基準を公表することを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 文科相の「教科書の改善について(通知)」(平成21年3月30日付)が特に強調している「教育委員会が装丁や見栄えではなく、内容を考慮した綿密な調査研究を公正かつ適正に行い」という指示に鑑み、教育委員会は、委員はじめ諮問機関ともども、教育基本法及び学校教育法の改正並びに学習指導要領改定の趣旨について再確認を行い、内容を考慮した綿密な調査研究を行うこと。 2. その際、各教科書が教育基本法、学校教育法や学習指導要領に照らし、教育の目標を達成し得るものとなっているのか、教科、種目ごとに採択のための絶対要件、希望要件を定めるとともに、学習指導要領に定める「目標」として明示しているもののうち、特に重要な項目については、各社教科書の「比較段階評価」を行うようにすること。 <p style="text-align: right;">(添付資料省略)</p>				